② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成28年11月15日において次の要件を満たすものとする。

① 平成13年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物　複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物　複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

２．構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３．階数　地上６階以上

４．延べ面積　10,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。

㋑

１．構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

２．延べ面積　3,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㊦」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「京橋税務署・中央都税事務所⑯建築その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

与那国㉘宿舎㋐新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 28 年 10 月 21 日

沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

１　工事名　与那国㉘宿舎㋐新設建築その他工事

２　工事場所　沖縄県八重山郡与那国町内

３　工事概要　本工事は、沖縄県八重山郡与那国町内における以下の施設の整備に係る建築工事一式等を行うものである。

なお、本工事は難工事に指定する。

【建築工事】

ア　宿舎㋐新設（鉄筋コンクリート造３階建て／延べ床面積　約2,412㎡）

イ　プロパン庫新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ床面積　約10㎡）

ウ　自転車置場Ａ　新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ床面積　約24㎡）